

岐阜市の地下水汚染地区の見直しについて（南部地区）

1. 概要

平成 12 年 11 月から平成 15 年 1 月に実施したテトラクロロエチレン等に係る地下水汚染調査によって、市内に 6 つの汚染地区（「南部」、「鶯谷・殿町」、「厚見」、「新栗野」、「切通」、「真砂町西側」）が判明した。以降、毎年 1 地区を選定し、汚染範囲の周辺で調査を実施し、学識経験者の意見を参考に、汚染範囲の見直しを行っている。

令和 6 年度は、南部地区の汚染（平成 12、13 年度にテトラクロロエチレンによる汚染範囲を確定し、その後、3 回の再調査で汚染範囲の縮小が確認）について見直しを行う。

過去の汚染範囲の見直し（令和 7 年 2 月時点）

表 1

地区名	汚染範囲の見直し時期及び結果			
南部地区	平成20年度 縮小	平成26年度 縮小	令和元年度 縮小	令和6年度
鶯谷・殿町地区	平成22年度 縮小	平成27年度 縮小	令和2年度 縮小	令和7年度
厚見地区	平成22年度 縮小	平成28年度 縮小	令和3年度 縮小	令和8年度
新栗野地区	平成23年度 維持	平成29年度 縮小	令和4年度 維持	令和9年度
切通地区	平成24年度 維持	平成30年度 縮小	令和5年度 維持	令和10年度
真砂町西側地区	平成24年度 解除			

（参考）テトラクロロエチレン等について

これらの物質は、ドライクリーニングや金属製品の脱脂等に使用されており、発がん性等の人体への影響が指摘されている。また、基準値については、その濃度の水を、人が 70 年間、1 日 2 リットル飲み続けた場合、生涯発がん危険率が 10 万分の 1 以下になるように決められている。



2. 南部地区の再調査結果（調査期間 令和 5 年 9 月 12 日～令和 6 年 11 月 27 日）

調査地点：令和元年度見直し時に検査した地点および継続調査地点

230 地点の内、13 地点で基準超過が確認された。項目は、テトラクロロエチレンのみであった。

表 2

検査項目	基準値 (mg/L)	基準適合				基準超過	
		不検出		検出			
		濃度範囲 (mg/L)	地点 数	濃度範囲 (mg/L)	地点 数	濃度範囲 (mg/L)	地点 数
テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	73	0.0005～0.010	144	0.011～0.033	13
トリクロロエチレン	0.01	<0.001	230	－		－	
1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	229	0.006	1	－	
1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.002	230	－		－	
クロロエチレン	0.002	<0.0002	230	－		－	

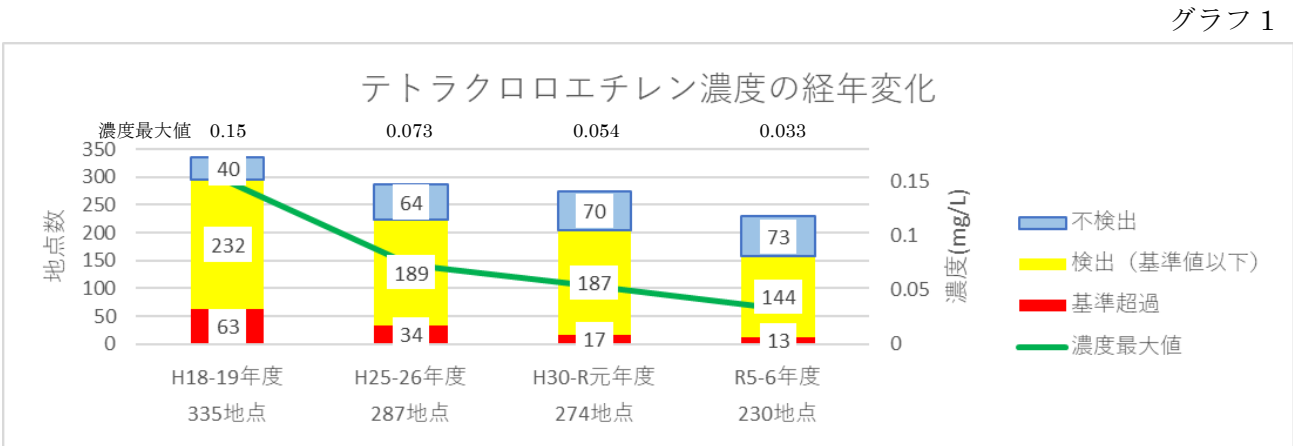
（参考）テトラクロロエチレンの分解生成物について

テトラクロロエチレンの分解過程で有害物質であるトリクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン及びクロロエチレンが生成されます。これらの有害物質の調査を行っています。

3. 汚染範囲の検証（テトラクロロエチレン）

(1) 調査結果の経年変化

経年的にテトラクロロエチレンの基準超過地点数と濃度は減少



(2) テトラクロロエチレンの基準超過地点等の分布と濃度変化

図 2

基準超過地点の結果 (mg/L)

汚染範囲1 表 3

地点	調査年度			前回比
	H25-26	H30-R1	R5-6	
1	0.073	0.036	0.028	↓
2	0.054	0.054	0.017	↓
3	0.048	0.031	0.033	↑
4	0.020	0.015	0.017	↑
5	0.0074	0.010	0.011	↑
6	0.018	0.013	0.014	↑
7	0.025	0.010	0.013	↑
8	0.013	0.012	0.012	→
9	0.014	0.0099	0.012	↑
10	0.013	0.0083	0.016	↑
11	0.013	0.013	0.011	↓

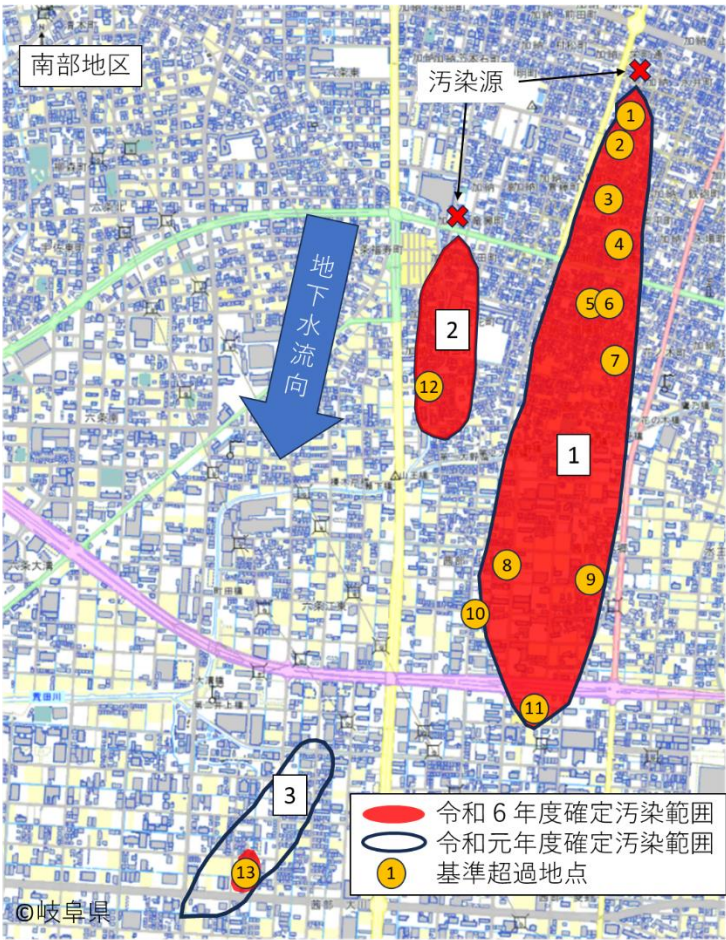
汚染範囲2

地点	調査年度			前回比
	H25-26	H30-R1	R5-6	
12	0.063	0.014	0.014	→

汚染範囲3

地点	調査年度			前回比
	H25-26	H30-R1	R5-6	
13	0.015	0.016	0.013	↓

地下水の流れにより南に移動しながら希釈されている



4. 結論

汚染範囲 1 は多くの地点で基準を超過していることから現状維持

汚染範囲 2 は周辺の検出状況から現状維持

汚染範囲 3 は周辺の濃度の減少が見られたため縮小※

※縮小後の汚染範囲は濃度等高線図をもとに作成